

公益社団法人 日本ホッケー協会 公認 TD・TO・J 規程

(目 的)

第1条 この規定は、日本ホッケー協会が公認するTDトーナメントディレクター・TOテクニカルオフィサー・Jージャッジ（以下TD・TO・Jという）の地位の確立を目指すとともに、オフィシャルとしての技能向上や円滑な競技会運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(公認TD・TO・J)

第2条 日本ホッケー協会が公認するTD・TO・Jとは、この規定により認定された競技役員をいう。

(公認TD・TO・Jの別)

第3条 競技会での指名は、その見識・技能に応じて次のように区分する。

1. TD 2. TO 3. J

(TD・TO・Jの資格)

第4条 TD・TO・Jの資格については、以下のよう定める。

1 TDの資格について

TOとして日本ホッケー協会主催の競技会において実績を積んだものを、日本ホッケー協会技術委員会競技部会（以下競技部会という）が選考し、日本ホッケー協会が主催するTD講習会を受講し、日本ホッケー協会技術委員会競技役員資格審査部会（以下競技役員資格審査部会という）で認定されるものとする。

2 TOの資格について

Jとして各ブロック内及び日本協会主催の競技会において実績を積んだものを、各ブロック競技部長が推薦し、日本ホッケー協会が主催するTO講習会を受講し、競技役員資格審査部会で認定されるものとする。

3 Jの資格について

ホッケー競技の活動実績がある者で、所属協会の競技部長が推薦し、各ブロック協会主催の講習会を受講し、競技役員資格審査部会で認定されるものとする。また、各ブロック競技部長は講習会終了後、受講結果を速やかに日本ホッケー協会に届けなければならない。

4 公認審判員からの移行措置について

公認審判員として活動実績があり定年まで活動もしくは、何らかの事情により活動途中でリタイアした者で、競技部会で承認した者については、下記記載のとおり資格を有するものとする。

イ 国際・A級審判員……………TO資格

ロ B級審判員……………J資格

(公認TD・TO・J認定証およびTD・TO・J証)

第5条 日本ホッケー協会長がTD・TO・Jに認定証及びTD・TO・J証を付与するものとする。認定証は、講習会を受講し、認定された年度に発行するものとする。

公認TD・TO・Jは、公式試合および講習会等、日本ホッケー協会・ブロック協会または都道府県協会の開催する競技会、その他の会議に出席するときはTD・TO・J証を携帯しなければならない。

(公認TD・TO・Jの活動範囲及び指名)

第6条 公認TD・TO・Jは、同一名簿により管理され、資格を区分し、以下のような見識及び技能により、日本ホッケー協会が各大会で指名する。

1 TDは、競技会の運営・ルール・審判に関する知識を熟知し、競技会を統括するにふさわしい見識・技能を有すると認められた者で、日本ホッケー協会が大会毎に指名する。

2 TOは、競技会の運営・ルール・審判に関する経験が豊富でTDを補佐するにふさわしい見識・技能を有すると認められた者で、日本ホッケー協会が大会毎に指名する。

3 Jは、オフィシャルテーブルでのJに関する見識・技能を有すると認められた者で、日本ホッケー協会が指名する。

4 国際大会に関しては、国際ホッケー連盟の定めるところによる。

5 公認TD・TO・Jが当該大会の参加チームにエントリーされている場合は、その大会の試合でTD・TO・Jを行うことはできない。

(公認TD・TO・Jの登録・更新)

第7条 公認TD・TO・Jの登録は、競技部会で基本台帳により名簿管理をする。

公認有効期限は1年間とし、新規登録・更新手続きは2月1日完了。有効期限は登録・更新翌年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

TD・TO・Jの所属協会は、公認の申請を出した時点での所属都道府県とする。ただし、結婚・勤務等により変更しなければならない事由が生じた場合は、日本ホッケー協会事務局まで速やかに連絡することとし、その調整は競技部で行うものとする。

(登録手続き)

第8条 公認TD・TO・J登録および更新手続きについては、以下のように行うものとする。

1 初回登録

イ 昇格認定の後、直ちに競技部会から登録案内書と登録書を本人に送付する。

申請者は、各書類に必要事項を記入し、必要書類・写真と登録料を添えて1か月以内に競技部会宛に提出する。

ロ 競技部会は、必要書類および登録料を受理した後、登録番号等を台帳に記入し、本人宛にJ証を交付し、あわせて関係地方協会会長宛に登録管理者の名簿を送付するものとする。

2 更新手続き

イ TD・TO・Jに対して、競技部会は毎年更新完了日の1か月前までに本人宛に更新に関する書類を送付する。

ロ TD・TO・Jは、関係書類に更新手数料を添えて競技部会に送付する。

3 登録・更新手数料

	《受講料》	《認定料》	《登録料》	《認定料納入時の支
TD	¥5,000	¥8,000	¥3,000	認定バッジ
TO	¥5,000	¥7,000	¥3,000	認定バッジ
J	¥3,000	¥10,000	¥3,000	リング・カード・エンブレム・認定バッジ

(公認TD・TO・Jの責務)

第9条 公認TD・TO・Jは以下の責務を順守しなければならない。

1 公認TD・TO・Jは、試合に際しては、大会で定められた服装もしくはTD・TO・Jにふさわしい服を着用しなければならない。

2 公認TO・Jは、日本ホッケー協会主催公式試合のTO・Jを2年間に8試合以上行わなければならない。また、TDは2年間に1大会以上行わなければならない。(ATD-アシスタント・トーナメント・ディレクター、男女日本リーグのシリーズTO及び国民体育大会各ブロック大会を含む)

3 公認TD・TO・Jは、公式試合参加にあたっては、公認エンブレム付ブレザーを必ず着用しなければならない。(公式エンブレムは各自、実費で日本ホッケー協会より購入の事)

4 日本ホッケー協会が主催する各大会でTDに指名されたものは、大会終了後2週間以内に所定の書式により、大会報告書を日本ホッケー協会に提出しなければならない。

5 公認TDは、毎年2月に開催される日本ホッケー協会技術委員会のルール研修会に参加しなければならない。もし、やむおえない事情により参加不可能な場合は所定の書類を提出しなければならない。

(公認TD・TO・J資格の喪失・復活)

第10条 公認TD・TO・Jの資格については、以下の項目に該当する場合喪失する。

1 公認TD・TO・Jは、前条に規定する活動の実施回数に満たないとき、競技部会の審議を経て、TD・TO・Jの資格を抹消するものとする。

2 公認TD・TO・Jは、公認資格者として、また大会責務にふさわしくない言動があった場合は、その資格を喪失するものとする。

3 第8条に規定する更新手続を怠った場合は自動的に抹消し、その旨を所属協会に通知する。

4 上記、登録抹消・資格喪失に関しては、競技部会からの諮問により競技役員資格審査部会

で審議し、日本ホッケー協会理事会に諮り、日本ホッケー協会長の承認を得て決定される。登録抹消の決定後、競技部長は、直ちに本人・所属協会会長およびブロック競技部長にその旨を通知し、TD・TO・J証を回収しなければならない。

5 上記規定に関わらず、海外駐在等のやむを得ない事由によりTD・TO・Jの責務を実施し得なかった場合には、喪失した資格の復活を認めることがある。その場合は、本人の申し出により、所属都道府県協会長の証明書を持って、第7条の規定に従い競技部会で検討し、復活が決定される。

6 一度登録を抹消された者が、新たにTD・TO・J活動に復帰するためには、本規定に基づいて、所定の手続を行わなければならない。その際、以前のTD・TO・Jとしての実績はすべて喪失したものとす。

(公認TD・TO・Jの定年)

第11条 TD・TO・Jが満70歳に達したときの年度末(3月31日)をもって定年とし、日本ホッケー協会の公式試合のTD・TO・Jを行うことはできない。ただし、定年を超えた者であっても、競技部長が推薦し技術委員会が認めた者はこの限りではない。また、6人制大会においては、大会TDが最終判断をする。なお、ブロック・都道府県規模の大会においても大会TDもしくはブロック・都道府県競技部長が最終判断をする。

(公認TD・TO講習会の実施)

第12条 競技部長は、以下の通りTD・TO講習会を実施し、競技会運営の知識の向上とルールの確認及びTD・TOとしての技術の向上を図らなければならない。

- 1 公認TD・TO認定講習・審査会
- 2 その他必要に応じた規則・技術に関する講習会

(公認TD・TO講習・審査会受講の申請)

第13条 公認TD・TOの資格習得のための審査会受講の申請は、日本ホッケー協会指定の様式による文書に写真を添付し、日本ホッケー協会長宛に提出するものとする。

(競技役員養成・認定講習会の公認講師の任命)

第14条 競技役員養成・認定講習会とは以下の3講習会とし、講師の任命については毎年2月の第1回競技部会で検討・推薦し、技術委員会で決定後、講師名簿に掲載し公表するものとする。また、各ブロック主催のJ講習会の講師派遣も名簿に掲載されたメンバーからとする。

1. 3講習会とは、①TD講習会、②TO講習会、③J講習会(各ブロック)とする。
2. 講師の任期は1年とし、その年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。
3. 講習会に派遣された講師は講習会終了後、所定の報告書を速やかに提出しなければならない。
4. 講師の定年については、満75歳に達したときの年度末(3月31日)をもって定年とする。

(附 則)

- 1 この規定は、2005年4月1日適用する。
- 2 この改定規定は、2006年4月1日から施行する。
- 3 この改定規定は、2008年4月1日から施行する。
- 4 この改定規定は、2010年4月1日から施行する。
- 5 この改定規定は、2013年4月1日から施行する。